

「おかやま家庭の省エネ対策相談窓口」協力団体募集要領

1. 目的

岡山市を含む13市町で構成する「岡山連携中枢都市圏(*)」では、令和3年2月2日に、2050年に二酸化炭素の排出を実質ゼロとすることを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を共同で行い、圏域における脱炭素社会の実現に取り組んでいます。

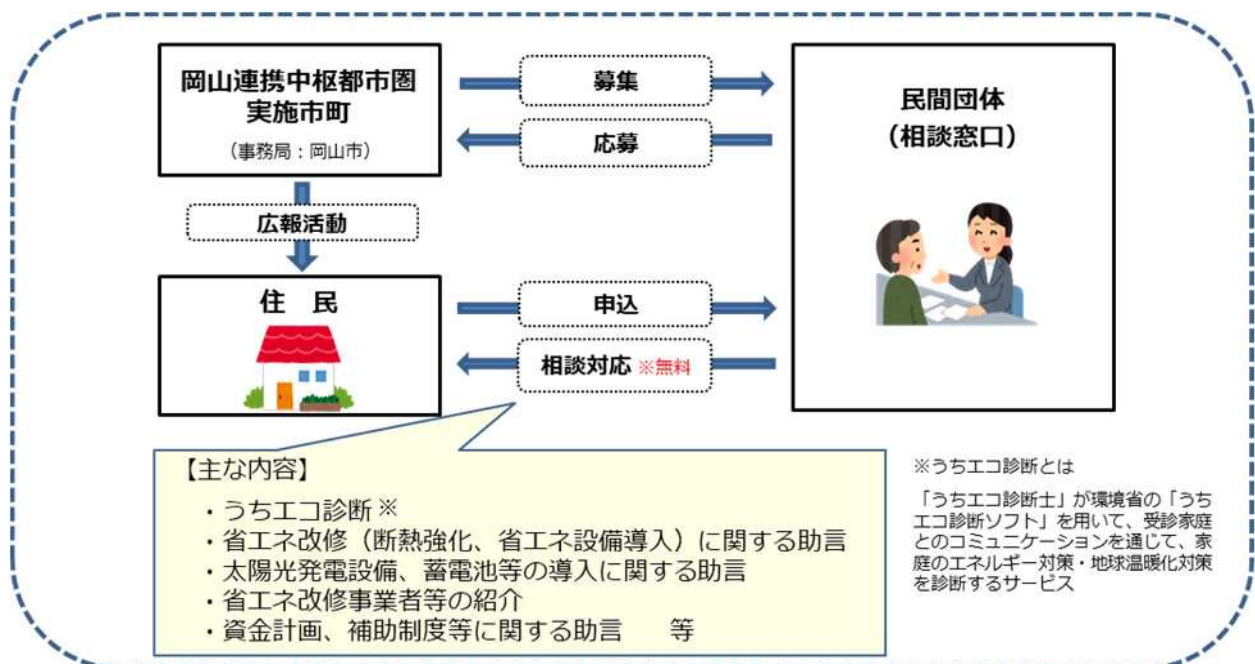
その一環として、家庭の省エネ対策について、住民が安心して「知る（現状と対策の把握）」→「考える（対策手段の検討）」→「行動する（省エネ改修等）」をトータルに相談できる機会を創出し、住民の省エネ行動を支援することで、家庭の脱炭素化を促進することを目的に「おかやま家庭の省エネ対策相談窓口」（以下「本事業」という。）を設置し、本事業にご協力いただける民間団体等（以下「協力団体」という。）を募集します。

(*) 岡山市、津山市、玉野市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、和気町、早島町、久米南町、美咲町、吉備中央町

※下線のある自治体が、本事業を実施する市町（以下、「実施市町」という。）です。

2. 事業概要

家庭の省エネ対策について、実施市町の住民からの相談に対し、中立的な立場から無料で助言していただける協力団体を募集し、自治体のウェブサイト等で広報することで、広く住民に周知して相談に対応します。



事業の名称	おかやま家庭の省エネ対策相談窓口
実施期間	通年実施
協力団体 募集期間	随時募集
協力団体 遵守事項	家庭の省エネ対策相談窓口として、次の事項を遵守して実施すること (1) 相談窓口を常設、または相談者の求めに応じて開設すること (2) 相談者に、相談対応に係る費用負担を求めないこと (3) 中立的な立場で誠実に相談に応じること (4) 省エネ改修等の事業者を紹介した場合、その事業者から対価として紹介料等いかなる名目でも金銭の授受を行わないこと (5) 本事業で知り得た個人情報を本事業の目的以外に使用しないこと (6) 関係法令を遵守し、わかりやすく正確な情報提供を行うこと (7) 相談者との間に生じた問題は、責任をもって対応すること
相談対象者	以下の (1) ～ (2) のすべてに該当すること (1) 実施市町に居住もしくは住宅の購入等を検討していること (2) アンケート調査（匿名での公開に同意）に協力できること
自治体が 実施すること	(1) 協力団体の募集、受付 (2) 相談窓口の広報 ・ ホームページ、広報誌等で事業の広報 ・ 協力団体の連絡先等をホームページに掲載
協力団体が 実施すること	(1) 相談対応 協力団体は、家庭の省エネ対策に係る相談窓口を設置し、次の①～⑩のうち、対応可能な事項について相談対応を行うこと。 ① うちエコ診断 ② 既存住宅の省エネ性能や劣化状況を診断する方法の紹介 ③ 省エネ改修（断熱強化、省エネ設備導入）に関する助言 ④ 新築省エネ住宅（ZEH等）に関する助言 ⑤ 再エネ導入（太陽光発電設備、ソーラーカーポート等）に関する助言 ⑥ 蓄電池導入に関する助言 ⑦ 電気自動車等の充電設備（V2Hを含む）導入に関する助言 ⑧ 省エネ改修事業者等の紹介

	⑨ 国、県、市、町が行う補助制度に関する助言 ⑩ 資金計画・ローンに関する助言 (2) その他 ・相談者に所定のアンケートを実施すること。 ・相談対応の実績を所定の様式にとりまとめ、4～9月分は10月末日まで、10～3月分は4月末日までに岡山市に報告すること。(ただし、必要に応じて随時のタイミングで報告を求めることがあります。) ・環境関連イベント等での無料相談会に協力すること。
--	--

3. 応募資格

本事業の対象となる団体は、以下の(1)～(6)すべてに該当する団体とします。

- (1) 「特定非営利法人活動促進法」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき設立された団体であること
- (2) 実施市町の域内に相談窓口を設置できること
- (3) 次の①～⑦のいずれかの資格等を有する者が相談に対応すること
 - ① 一級建築士、または二級建築士
 - ② エネルギー管理士
 - ③ うちエコ診断士
 - ④ 省エネ・脱炭素エキスパート検定【家庭分野】の合格者
 - ⑤ 全国住宅産業地域活性化協議会が認める「じゅう mado アドバイザー」
 - ⑥ 一般社団法人パッシブハウス・ジャパンが認める「省エネ建築診断士」
 - ⑦ その他、上記に類し、岡山市が認める資格
- (4) 団体またはその構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと
- (5) 団体事務所及び設置する相談窓口が、岡山県暴力団排除条例第2条第4号で定める暴力団事務所に該当しないこと

4. 応募手続き

(1) 応募方法

岡山市電子申請サービスの申込フォーム（URL: https://apply.e-tumo.jp/city-okayama-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=47086）に必要事項を入力し、(2)の応募書類をデータ添付してください。

(2) 応募書類

- ①協力申込書（様式1）

②法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

※3カ月以内に取得したもの（写し可）

③相談対応者の資格証の写し

(3) 注意事項

- ・応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。
- ・提出された書類は、本件に係る事業者の審査のみに使用し、原則として返却しません。
- ・応募書類に不備があった場合、もしくは岡山市が必要と認めた場合には、追加の書類提出を求めることがあります。
- ・資格要件に該当しないと認められる場合は、応募を受付けません。

5. 変更、廃止、取消

(1) 変更

応募内容に変更がある場合は、変更届（様式2）を電子メールで提出してください。

(2) 廃止

本事業の活動を廃止する場合は、廃止届（様式3）を電子メールで提出してください。

(3) 取消

応募内容に虚偽や重大な誤りが判明した場合、その他本要領に反する事実が認められた場合には、協力団体の関係を取り消します。

6. 問合せ先

岡山市環境局環境部ゼロカーボン推進課

〒700-8554

岡山市北区大供一丁目2番3号

電話：086-803-1282、FAX：086-803-1423

メールアドレス：zero-carbon@city.okayama.lg.jp

附則

- 1 この要領は、令和7年5月1日から施行する。

「おかやま家庭の省エネ対策相談窓口」 協力申込書

令和 年 月 日

岡山市長 様

所在地

団体名

代表者氏名

「おかやま家庭の省エネ対策相談窓口」の協力団体募集につきまして、「募集要領」の各項目を承知の上、下記のとおり応募します。

記

1 相談窓口

所在地	〒		
名称			
連絡先	TEL		
	FAX		
	E-mail		
ウェブサイト	URL :		
設置区分 (いずれかに チェック)	☐ 常設 ☐ 相談者の求めに応じて開設		
相談形式	☐ 対面 ☐ TEL ☐ E-mail ☐ オンライン ☐ その他 ()		
申込方法 (該当するものに チェック)	☐ TEL ☐ FAX ☐ E-mail ☐ ウェブサイト ☐ その他 ()		
	<備考> ※申込方法に関する補足情報など		

(裏面につづく)

2 対応できる相談事項 (該当するものにチェック)

- ☐ うちエコ診断
- ☐ 既存住宅の省エネ性能や劣化状況を診断する方法の紹介
- ☐ 省エネ改修（断熱強化、省エネ設備導入）に関する相談
- ☐ 新築省エネ住宅（ZEH等）に関する相談
- ☐ 再エネ導入（太陽光発電設備、ソーラーカーポート等）に関する相談
- ☐ 蓄電池導入に関する相談
- ☐ 電気自動車等の充電設備（V2Hを含む）導入に関する相談
- ☐ 省エネ改修事業者等の紹介
- ☐ 国、県、市、町が行う補助制度に関する相談
- ☐ 資金計画・ローンに関する相談

3 協力団体遵守事項

当団体は、「募集要領」の「2. 事業概要」の「協力団体遵守事項」を理解し、遵守することを誓約します。

- ☐ はい ☐ いいえ

4 応募資格

当団体は、「募集要領」の「3. 応募資格」の条件をすべて満たしていることを誓約します。

- ☐ はい ☐ いいえ



相談には次の資格を有している者が対応します。 (該当するものにチェック)

- ☐ 一級建築士、または二級建築士
- ☐ エネルギー管理士
- ☐ うちエコ診断士
- ☐ 省エネ・脱炭素エキスパート検定【家庭分野】の合格者
- ☐ 全国住宅産業地域活性化協議会が定める「じゅう mado アドバイザー」
- ☐ 一般社団法人パッシブハウス・ジャパンが認める「省エネ建築診断士」
- ☐ その他、上記に類し、岡山市が認める資格

※該当する資格の資格証の写しを提出してください。

「おかやま家庭の省エネ対策相談窓口」 変更届

令和 年 月 日

岡山市長 様

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

「おかやま家庭の省エネ対策相談窓口」の内容を、下記のとおり変更します。

記

決定番号	第 号	
変更年月日	令和 年 月 日	
変更事項	変更前	変更後
<備考>		

【連絡先】担当者：

TEL：

FAX：

E-mail：

「おかやま家庭の省エネ対策相談窓口」 廃止届

令和 年 月 日

岡山市長 様

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

「おかやま家庭の省エネ対策相談窓口」の活動を、下記のとおり廃止します。

記

決定番号	第 号
廃止年月日	令和 年 月 日
廃止理由	

【連絡先】担当者：

TEL：

FAX：

E-mail：